

## 東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法（工場等関係）の対応について

平成 23 年 5 月 30 日  
経 済 産 業 省  
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁  
省 エ ネ ル ギ ー 対 策 課

この度の東日本大震災により被害を受けられた事業者の皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）では、工場等を設置して事業を行う者に対して、前年度のエネルギー使用量が原油換算で 1500 キロリットル以上であった場合にはエネルギー使用状況届出書の提出を、また同届出書を提出し特定事業者等の指定を受けた場合には毎年度中長期計画書及び定期報告書の提出を求めています。東日本大震災の影響を受けた事業者に対しては一定の配慮を行うこととし、その対応方針を別紙 1 のとおり取りまとめましたので、御参照いただきますようお願いいたします。

その他、東日本大震災の影響により、省エネ法に関する対応にお困りの事業者におかれましては、特定事業者等の指定を受けた経済産業局又は別紙 2 の問い合わせ先に御相談ください。

東日本大震災の影響を踏まえた省エネ法（工場等関係）の対応について

1. エネルギー使用状況届出書の提出、特定事業者等の指定関係

問 1-1 震災の影響（被災によるデータの紛失、避難指示によるデータ取扱不能等）により、前年度のエネルギー使用量が算定できない工場等がある場合、どうすればよいか。

(回答)

- 震災の影響によりエネルギー使用量の算定が不可能な工場等は除き、それ以外の工場等の前年度のエネルギー使用量の合計量を算定していただき、その値が原油換算で 1500 キロリットル以上であった場合に、当該合計量をエネルギー使用状況届出書に記載して提出していただければ結構です。なお、届出書の備考欄に、一部の工場等のデータ等が欠損している旨を記載して下さい。
- また、震災の影響により次年度以降におけるエネルギー使用量が 1500 キロリットル以上にならないことが明らかである場合には、その旨及びその理由をエネルギー使用状況届出書の備考欄又は別紙（理由書）に記載して下さい。その理由の根拠が明らかであり、次年度以降において指定要件に満たない蓋然性が高い場合には特定事業者等の指定を見送ります。
- なお、今年度（22 年度）については、「平成 23 年度東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」に基づき、被災等により期限までに届出されなかった場合でも 6 月末までに届け出ていただければ問題ありません。

問 1-2 今般の震災を受けての電力需給対策・計画停電対応として、自家発電設備を使用したこと、設備の運用方法を変更したこと等により、原油換算エネルギー使用量が特定事業者の指定基準（年間 1500 キロリットル）を超えた場合でも、特定事業者等の指定を受けるのか。

(回答)

- 電力需給対策や計画停電対策の実施に伴い、エネルギーの年度の使用量が原油換算で 1500 キロリットル以上となった事業者においては、翌年度にエネルギー使用状況届出書を提出していただきますが、電力需給対策等を実施しなければ次年度において指定要件を満たさない蓋然性が高い場合には、特定事業者又は特定連鎖化事業者、エネルギー管理指定工場等の指定は見送ります。なお、エネルギー使用状況届出書の備考欄又は別紙（理由書）に、電力需給対策等を実施しなかった場合の次年度以降のエネルギー使用の見通し等を記載して下さい。

- また、既に特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定を受けている事業者において、電力需給対策等の実施に伴い、ある特定の工場等の年度のエネルギー使用量が増加し、エネルギー管理指定工場等の指定要件（第一種：3000 キロリットル、第二種：1500 キロリットル）に新たに該当した場合についても、電力需給対策等を実施しなければ次年度において指定要件を満たさない蓋然性が高い場合には、エネルギー管理指定工場等の新規指定又は第二種から第一種への指定区分の変更は行いません。

## 2. 定期報告書・中長期計画書関係

問2-1 震災の影響（被災によるデータの紛失、避難指示によるデータ取扱不能等）により、前年度のエネルギー使用量等が把握できない工場等があるが、どうすればよいか。

（回答）

- 震災の影響によりエネルギー使用量の算定等が不可能な工場等は除き、それ以外の工場等について、エネルギー使用量をはじめとする各項目について報告等いただければ結構です。なお、一部の工場等のデータ等が欠損している旨を、定期報告書においては様式の特第一第9表に、中長期計画書においては様式のⅢに、それぞれ記載して下さい。

（※ 定期報告書特第一第12表において報告するエネルギー起源CO2排出量の増減については、温対法報告様式第2表に、同様の記載をお願いします。）

- なお、震災の影響によりすべての工場等について事業の全部を行わなくなった場合、又はエネルギーの年度の使用量が原油換算で1500キロリットル以上となる見込みがなくなった場合には、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定取消申出書を提出して下さい。申出に理由があると認めるときは、特定事業者又は特定連鎖化事業者の指定を取り消します。
- また、第一種又は第二種エネルギー管理指定工場等についても、事業を行わなくなった場合、又はエネルギーの年度の使用量（原油換算）が3000キロリットル以上（第一種）又は1500キロリットル以上（第二種）となる見込みがなくなった場合には、第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等の指定取消申出書を提出して下さい。申出に理由があると認めるときは、エネルギー管理指定工場等の指定を取り消します。

問2-2 今般の震災を受けての電力需給対策、計画停電対応として、自家発電設備を使用したこと、設備の運用方法を変更したこと等により、原油換算エネルギー使用量が増加しエネルギー消費原単位が悪化してしまった場合には、考慮してもらえないか。

(回答)

- 電力需給対策や計画停電対策の実施に伴い、エネルギー消費原単位が悪化した場合は、事業者のエネルギー使用合理化努力と直接関係しない要因(外的要因)による悪化と判断し、省エネ法に基づく指導等の対象にはいたしません。なお、定期報告書の特定-第5表、指定-第7表に、エネルギー消費原単位の悪化理由を具体的に記載して下さい。

問2-3 震災の影響により、中長期計画書、定期報告書を7月末日の期限までに提出することが困難であるが、提出を猶予してもらえないか。

(回答)

- 震災の影響を受けた事業者であっても、期限までに中長期計画書及び定期報告書を提出していただくことを基本としますが、災害からの復旧作業や電力需給対策の実施による人的・時間的制約等により、期限までの提出に支障が生じた事業者に対しては、当該事業者の状況に応じて柔軟に対応しますので、提出先の経済産業局に御相談ください。

(別紙2)

お問い合わせ先

窓 口	電話番号	管轄区域
北海道経済産業局エネルギー対策課	011-709-1753	北海道
東北経済産業局エネルギー課	022-221-4932	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局エネルギー対策課	048-600-0364	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・ 長野県・静岡県
中部経済産業局エネルギー対策課	052-951-2775	富山県・石川県・岐阜県・ 愛知県・三重県
近畿経済産業局エネルギー対策課	06-6966-6043	福井県・滋賀県・京都府・ 大阪府・兵庫県・奈良県・ 和歌山県
中国経済産業局エネルギー対策課	082-224-5741	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国経済産業局エネルギー対策課	087-811-8535	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州経済産業局エネルギー対策課	092-482-5474	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合事務局経済産業部環境資源課	098-866-1757	沖縄県
資源エネルギー庁省エネルギー対策課	03-3501-9726	